

健康で安心できる未来へ

国民健康保険料の減額

国民健康保険税について

国民健康保険税に
後期高齢者支援金等が
加わります

平成20年度から国民健康保険税は、後期高齢者医療制度を支援するための「後期高齢者支援金等」を加えた合計額で課税しています。

平成20年度の国民健康保険税納税通知書(当初分)は、7月の下旬にお届けします。

被保険者の皆さんから納めていただいた国民健康保険税は、医療費や皆さんへの療養費等の支払いに使われています。これらをまかなうために、国民健康保険税の納期限内納付にご協力ください。

▼普通徴収(納付書または口座振替による方法)：納付回数とは原則として7月から翌年2月までの8回です。

▼特別徴収(受給している年金から差し引きをする方法)：原則として年金の支払い月(4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月、6月)ごとに世帯主の方が受給している年金から差し引かれます。

ただし、今年度は7月から9月までの3回分が普通徴収で、10月から10月、12月、平成21年2月の3回分は特別徴収となります。

【注意事項】
●国民健康保険税納税通知書は、世帯主あてに郵送します。
●普通徴収分の国民健康保険税の納付には、口座振替をご利用い

ただけます。口座振替をご利用になる場合には、預(貯)金口座のある所沢市の取扱金融機関でお申し込みください。
●納期ごとの金額は、1年間(4月～翌年3月)の税額を8回特別徴収対象世帯は6回)に分けたものです。例えば、10月納期の金額が10月分の保険税ということではありません。

●被保険者の異動や所得の変更などにより、一度決定された国民健康保険税額が変更になった場合は、そのつど国民健康保険税の変更(更正)通知書をお届けします。

保険料の納付相談

納付が困難な場合は未納のままにせず、納付方法についてお早めにご相談ください。また、災害やその他特別な事情により一定の条件に当てはまる場合には、国民健康保険税の減免が認められます。

保険給付について

高年齢受給者証
70歳以上74歳までの方は、前年の所得金額等に基づく判定により医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合が変わります(一定以上の所得がある方は除きます)。

70歳になった翌月(1日)が誕生日の場合はその月)から使用できるように、「国民健康保険高齢受給者証」を国民健康保険高齢受給者証で、「被保険者証」とあわせて、医療機関等の窓口へ提示してください。

また、すでに「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方には、

後期高齢者医療保険料のお知らせ

高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、平成20年4月から75歳以上の方(65歳以上で障害認定を受けた方を含む)を対象とする独立した後期高齢者医療制度が始まりました。新たに後期高齢者医療保険料を納めていただくことになりましたので、保険料についてお知らせいたします。

保険料の計算方法

年間保険料は①均等割と②所得割の合計額です。

均等割：42,750円

所得割：(所得金額)×7.96%

年間保険料=①+②

Table with 2 columns: 軽減率(軽減後の均等割額) and 判定のもととなる基準額. Rows include 7割軽減 (12,750円) and 5割軽減 (21,260円).

Table with 2 columns: 対象となる期間 and 軽減措置. Rows include 平成20年4月～9月 and 平成20年10月～21年3月.

Table with 2 columns: 世帯構成 and 収入金額等. Rows include 単身75歳 and 夫77歳(世帯主)妻75歳.

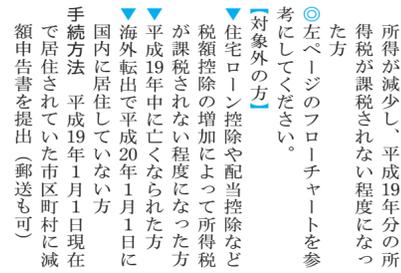
平成19年中の所得金額等に基づいて一部負担金の割合を見直し、7月下旬に新しいものを郵送します。
【限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)】
同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、その超えた金額が後から支給されます(高療療費)。入院の場合、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯に属する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すれば、医療費の支払額が高額になったときの自己負担限度額を引き下げることができ

市民税・県民税に関するお知らせ

年度間の所得変動による減額措置

国から地方への税源移譲により、ほとんどの方は所得税が減り、その分の市民税・県民税(以下「住民税」)が増えるようになります。しかし、退職などの特別な理由により、平成19年中の所得が大きく下がった方は、所得税の負担減の影響は受けられない一方、住民税は負担増の影響を受けやすいため、負担増を調整するため、減額措置が創設されました。

対象者 平成18年分は所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されない程度になった方
①左ページのフローチャートを参考にしてください。
②住宅ローン控除や配当控除など税額控除の増加によって所得税が課税されない程度になった方
③海外転出で平成20年1月1日に国内に居住していない方
④平成19年1月1日現在居住されていた市区町村に減額申告書を出した(郵送も可)



保険料の軽減

①低所得世帯に対する軽減(表1) 判定のもととなる基準額が一定の基準額以下の場合には、一定の割合で均等割が軽減されます。

②被用者保険の被扶養者だった方に対する2年間の軽減(表2) ①と②の両方に該当する場合は、低い保険料額が適用となります。

③特別徴収(年金からの差し引き) 所沢市では、平成20年度に限り4月からの特別徴収(年金からの差し引き)は行わず、7月から普通徴収により納付していただきます。

◆普通徴収(納付書による納付) 特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年2月までの各月末までに納付書か口座振替で合計8回納付していただきます。

◆後期高齢者医療保険料の特設相談窓口のご案内 後期高齢者医療について特設相談窓口を開設します。

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

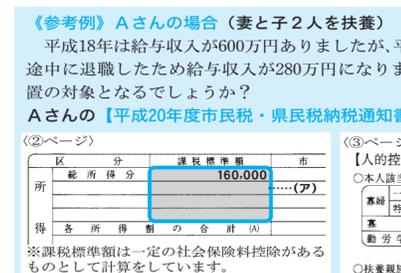
◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

負担限度額を引き下げることができ、あらかじめ国保年金課に同証の交付を申請してください。
④海外渡航中に現地の医療機関で治療を受けたとき
⑤入院や転院などで送費がかかったとき
◆診察や治療のほかにも、出産・葬祭があったときなど、国保年金課に申請すれば、出産育児一時金・葬祭費の給付を受けることができます。

◆医療機関を受診される場合に、災害やその他特別な事情により一部負担金の支払いが困難で、

◆収入状況が不明な方には減額申告書を送付していません。まずは確定申告または住民税の申告をしてください。

◆お問い合わせ 市民税課(☎29981147)



減額措置の対象者・確認フローチャート

スタート
平成18年中に収入があり、所得税の納付がありましたか?
(土地・株の譲渡といった申告分離課税は除きます)
※確定申告をされた方は住宅ローン控除や配当控除などの税額控除を控除する前の税額を確認してください。

はい
平成19年度住民税が課税されていましたか?
住民税の減額措置はありません。

いいえ
平成19年中に収入がありましたか?

減額措置対象者と思われます
平成19年1月1日現在居住の市区町村に減額申告書提出してください。
◎収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

減額措置の対象者と思われる方
平成19年1月1日現在居住の市区町村に減額申告書提出してください。
◎収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

◎収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

◎収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

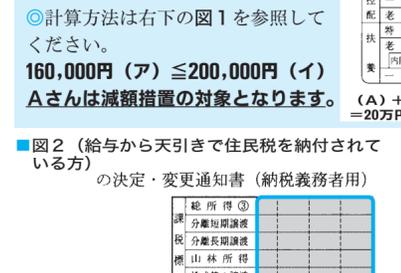
◎収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

一定の条件に当てはまる場合には、一部負担金の減免が認められます。
◎後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方が保険給付の申請をする場合、窓口は福祉総務課になります。なお、保険給付の申請については、国保年金課(☎29981147)へお問い合わせください。

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)



要援護高齢者調査等のお知らせ

市では、高齢者支援施策の基礎資料および緊急時における支援体制の整備等を目的として、65歳以上の世帯を訪問し、要援護高齢者(ひとり暮らし高齢者・日中単身虚弱高齢者・高齢者のみの世帯・ねたきり高齢者のいる世帯・認知症高齢者のいる世帯)の状況を把握しています。

お聞きした内容については、秘密を厳守し、調査以外の目的には使用しませんのでご協力をお願いします。

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)



要援護高齢者調査等のお知らせ

市では、高齢者支援施策の基礎資料および緊急時における支援体制の整備等を目的として、65歳以上の世帯を訪問し、要援護高齢者(ひとり暮らし高齢者・日中単身虚弱高齢者・高齢者のみの世帯・ねたきり高齢者のいる世帯・認知症高齢者のいる世帯)の状況を把握しています。

お聞きした内容については、秘密を厳守し、調査以外の目的には使用しませんのでご協力をお願いします。

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)